

鳥取県造林事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県造林事業実施要綱（平成17年1月27日付第200400001557号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）、鳥取県造林事業実施要領（平成14年8月2日付森保第337号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に定める事業に対する鳥取県造林事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、実施要綱、実施要領の趣旨に基づき、自然的条件に適応し、かつ、社会的、経済的要請を十分に反映した適正な森林造成を計画的、効果的に推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1-1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「事業主体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第2に定める経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表第1-1の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。ただし、県費単独上乗せを行う場合、上乗せ後の補助率に実施要領に定める査定係数と百分の一を乗じた数値（別表第2に定める標準経費に対する補助率。以下「実質補助率」という。）は、0.9を超えないものとし、実質補助率は、別表第1-2による。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、鳥取県造林事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請等の委任)

第4条 事業主体は、本補助金の交付申請及び受領の事務を第三者に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた者は、本補助金を代理受領した場合には、東部農林事務所八頭事務所長、中部総合事務所長、西部総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長（以下、地方事務所長）、森林づくり推進課長が別に示す補助金の内訳に従って受領後速やかに全額を各事業主体へ配付しなければならない。ただし、事業主体の承諾がある場合において、委任を受けた者が当該事業に要した以下の各号のいずれかの経費を補助金から相殺して配付することができる。

- (1) 補助金事務取扱手数料
- (2) 苗木等資材の立替代金又は売払代金
- (3) 当該施行地に係る森林国営保険料
- (4) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、補助事業の完了後、地方事務所長、森林づくり推進課長が通知する日までに行わなければならない。なお、交付申請書（様式第1号）には、提出回数を記載するものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、次の書類を添付するものとする。

- (1) 施行地明細表（様式第3号）
- (2) 施行地位置図（様式第4号の例による）
- (3) 施業図（様式第5号）
- (4) 現地写真（事業実施前及び事業完了後の状況写真）
- (5) 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。）等を提出する場合は、(2)から(4)及び(9)の書類について省略することができるものとする。
- (6) 間伐及び更新伐に係る伐採木の搬出材積集計表（様式第6号。森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐の場合に限る。）
- (7) 現場労働者に係る社会保険等の加入実態状況調査表（様式第7号）。ただし、直営施工等であって、年度当初に一括して社会保険等の加入状況を確認できる場合等にあっては添付を省略することができる。
- (8) 実行経費内訳書（市町村が請負に付して実行した事業、特定森林再生事業における森林保全再生整備、及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。）
- (9) 森林作業道整備線形図（(3)の施業図に必要事項を記載したものでも差し支えない。）
- (10) 受委託契約書又は請負契約書の写し（事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。）なお、原則として森林所有者等の自筆署名によること。
- (11) 分収林契約等の写し（分収林契約が締結されている場合に限る。）なお、原則として森林所有者等の自筆署名によること。
- (12) 補助金の交付申請又は受領に係る委任状（様式第8号の例による。事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領を行う場合に限る。）。なお、原則として森林所有者等の自筆署名によること。
- (13) 実施要領第1の1の(1)のクの保育間伐において伐採しようとする樹木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分（Ⅶ齢級以下（天然林にあつてはⅩⅡ齢級以下）の林分及び気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を除く。）にあつては、伐採した不良木の平均胸高直径調査表を添付するものとする。（様式第9号）
- (14) 間伐及び更新伐を行った場合において、地理的条件等の観点から、施行地の全てにおける間伐及び更新伐を一括して実施することが困難であると地方事務所長、森林づくり推進課長が認めたときは、それを証明する書面の写し（実施要領第1の1の(3)のアの(ア)のまた書きの規定による場合に限る）
- (15) 平成25年4月1日以降に策定した特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、当該林分が森林経営計画の対象森林であることを確認できる書類、または当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できる書類及び森林経営委託契約書等の写し。また花粉発生源植替えについて、当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあつては、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる書類
- (16) 実施要領第1の1の(3)のアの(イ)に基づき間伐及び更新伐を行った場合、当該施行地の位置、面積等について、(2)に明示すること。
- (17) 花粉発生源植替えについては、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条に基づき苗木に添付された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（ただし、スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。なお、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第1条で定める樹種以外の樹種にあつては、樹種が確認できる書類とする。）
- (18) 実施要領第1の1の(4)のウの(ア)に係る申請の場合は次の書類等

- ア 森林経営計画の認定番号、特定間伐等促進計画の名称、経営管理実施権配分計画の番号（様式第10号）、伐採及び伐採後の造林の届出書等
- イ 間伐及び更新伐についてはアに加え集約化実施計画の承認番号又は森林共同施業団地の設定に係る協定書の写し。ただし森林経営計画に基づき行うものについては、集約化実施計画の承認番号は添付しなくてよい。
- (19) 伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等（人工造林及び樹下植栽等に限る。）
- (20) 森林所有者等との協定書の写し（森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ周辺施設森林整備に限る）また、被害森林整備において、森林経営計画策定者が当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合は、森林経営計画の認定番号
- (21) 施業実施協定書の写し及び団体規約の写し（事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。）
- (22) 鳥獣被害防止特措法の協議会との連絡調整の結果を記載した書類及び森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類（実施要領第1の2の（2）のアの（シ）による森林保全再生整備に係る交付申請の場合であって、事業を実施しようとする地区において鳥獣被害防止特措法の協議会が組織されている場合に限る。）
- (23) 森林共同施業団地協定書の写し並びに当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積及び伐採木の搬出材積の一覧を添付するとともに、当該国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の位置を（2）の施行地位置図又はこれに準ずる図面に明示するものとする。（森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐に係る補助金の交付申請に限る。）
- 4 前項の規定による添付書類は、鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）第2条第1項（7）に定める電子文書によることができるものとし、その取り扱いは別に定める。
- 5 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請をするに当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定等の時期等）

- 第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定（以下「交付額確定」という。）と併せて、その補助事業に係る規則第14条の規定による検査（当該検査の結果に基づく規則第16条第2項後段の規定による措置を含む。）が完了した後に行うものとし、交付申請を受けた日から原則として60日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、規則第16条第2項前段の規定による通知（以下「検査結果通知」という。）及び交付額確定通知を併せて、様式第11号により行うものとする。
- 3 地方事務所長、森林づくり推進課長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（補助金の返還等）

- 第7条 本補助金の交付を受けた事業主体は、別表第3の第1欄の（1）及び（3）及び（11）及び（12）に掲げる行為をしようとする場合には、あらかじめ地方事務所長にその旨を届け出なければならないとともに、同欄に掲げるその他の行為をした場合（（9）の場合を除く。）にも、地方事務所長にその旨を届け出なければならない。
- 2 事業主体は、別表第3の第1欄の（10）の場合には、様式第12号により速やかに地方事務所長にその旨を報告しなければならない。

3 本補助金について、農林水産部長は、規則第22条の規定によるほか、別表第3の第1欄に掲げる場合においては、事業主体に対し、同表の第2欄に定める額の返還を命ずるものとする。

(提出書類の部数等)

第8条 規則及びこの要綱の規定により地方事務所長、森林づくり推進課長に提出する書類は一部とする。

(特定機関における事務の取扱)

第9条 平成30年2月6日付29林政経第316号林野庁長官通知に基づき県が選定した「育成を図る林業経営体」のうち、前年度の間伐の実績が50ha以上の事業主体(以下、「特定機関」という。)においては、第1条から第8条の規定によるもののほか、第10条から第15条における取扱いができるものとする。

(特定機関における交付申請の時期等)

第10条 特定機関においては、第5条第1項の規定に関わらず、補助事業の着手後に本補助金の交付申請を行うことができるものとする。

2 前項の交付申請にあつては、第5条第2項の規定に関わらず、規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

3 第1項の交付申請にあつては、第5条第3項の規定に関わらず、同項第1号から第17号の書類を省略することができるものとする。

(特定機関における交付決定等の時期等)

第11条 前条の交付申請があつた場合、第6条の規定に関わらず、本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 前項の交付決定通知は、第6条第2項の規定にかかわらず、様式第13号により行うものとする。

(特定機関における承認を要しない変更)

第12条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表第4に定めるもの以外の変更とする。ただし、年度内で事業完了予定年月日を延長する場合については、規則第13条第2項に基づく、事業完了予定年月日の延長を届け出ること。

2 第11条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(特定機関における完了届)

第13条 特定機関は、原則として、人工造林、保育(下刈り、雪起こし等)等の作業種ごとに取りまとめて様式第14号による届出(以下「完了届」という。)を段階的に行うものとする。

2 完了届は、地方事務所長、森林づくり推進課長が通知する日までに行わなければならない。なお、完了届には、提出回数を記載するものとする。

3 完了届は、第5条第3項第1号から第17号の書類を添付して行うものとする。

4 第10条第2項の規定は、前項の添付書類に準用する。

(特定機関における実績報告の時期等)

第14条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号の場合においては、地方事務所長、森林づくり推進課長から規則第16条第2項の規定による通知を受けて補助金の査定結果が明らかとなった日から60日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第2号の場合においては、事業の中止又は廃止の日から30日を経過する日

(3) 規則第17条第1項第3号の場合においては、事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。
- 3 特定機関は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 特定機関は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第12号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（特定機関への概算払い）

第15条 規則第19条の規定による概算払いは、様式第15号によりあらかじめ通知をして行うものとする。

- 2 完了届に基づく場合を除き、概算払いは、交付決定に係る補助金額の8割を限度とする。

（雑則）

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年8月2日から施行し、平成14年度事業から適用する。
- 2 鳥取県造林事業補助金交付要綱（平成13年2月28日付森保第562号鳥取県農林水産部長通知）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年3月30日から施行し、平成15年7月1日以降の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月11日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月27日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年8月18日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月25日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月13日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月22日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月12日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月17日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月22日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月29日から施行し、平成29年度当初予算事業から適用する。
なお、平成28年度当初予算事業及び平成28年度補正予算事業については、従前の例による。
- 2 森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法第11条第4項（改正前の森林法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。）に関する取扱いについては、平成29年度に限り、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月18日に一部改正し、平成30年度事業（平成29年度繰越事業を含む）から適用する。
- 2 第5条第3項（9）のエ及び（10）のウの規定は、契約日が施行日以降のものから適用する。
- 3 別表第1-1については、平成30年度予算により行う事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月10日から施行し、令和元年度事業の令和元年9月10日以降の交付申請から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和元年度事業の令和2年3月23日以降の交付申請から適用する。
- 2 第6条の規定は、令和元年12月20日以降に受理した申請書から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行し、令和2年度事業から適用する。